

## 第5回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第5回 名張市立地適正化計画策定検討委員会
- (2) 開催日時：令和6年3月18日（月）午後2時30分～午後3時38分
- (3) 開催場所：名張市防災センター2階、防災研修室1・2
- (4) 出席した者の職、氏名

### 委員会委員

委員長	久	隆浩
副委員長	出口	義治
	浅田	昌博
	井上	隆稔
	小野	明子
	川口	佳秀
	高波	秀彦
	玉置	玉義
	中平	恭之

### 事務局

都市計画室室長	喜多	一輝
同室係長	寺本	まり子
同室室員	中村	美香

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別  
パブリックコメントの結果等を受けての最終検討  
会議は公開
- (6) 傍聴人の数  
0名
- (7) 発言の内容  
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項  
なし

## 第5回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 議事録

日時：令和6年3月18日（月）

午後2時30分から午後3時38分

場所：名張市防災センター2階

防災研修室1・2

### 【議長】

はい、それでは名張市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、私の方で議長を務めさせていただきます。どうぞ、ご協力いただきたいと思います。議事に入ります前に本日の会議の公開につきましては、名張市計画審議会運営規程第4条第1項によりまして、公開することとし、公開による方は傍聴によるものとします。本日の傍聴者はございますでしょうか。

### 【事務局】

はい。傍聴定員15名に対しまして希望者は0名でございます。

### 【議長】

はい、ありがとうございます。ただ今事務局からご説明ございましたとおりです。傍聴希望者がいないということでございますので、このまま進めていきます。続きまして、名張市都市計画審議会運営規程第11条第1項の規定によりまして、議事録の署名者をお願いしたいと思います。本日は川口委員と井上委員にお願いできたらと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。それではこれより議事の方に入らせていただきたいと思います。今日は1件、パブコメ案につきましての最終検討ということでございます。それでは事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

### 【事務局】

はい、議長。

### 【議長】

はい。

### 【事務局】

都市計画室の寺本です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。それでは始めにこれまでの経過をご報告させていただきます。資料1をご覧くださいますで

しょうか。昨年5月の第4回検討委員会の後、7月には三重県の事前協議ということで、委員が課長を務めていただいております都市政策課さんに、お忙しい中、素案の内容を細かく見ていただき、たくさんのご指摘をいただきました。ありがとうございます。庁内での協議や見直しも含めて修正し、7月には都市計画審議会、8月には名張市議会で中間報告を行いました。10月には市内の15地域の代表者が集まる会議で中間案として説明しまして、各地域での説明会開催のご希望を募らせていただきまして、11月に3地区にご説明にお伺いさせていただきました。その後、11月から1月にかけて、三重県さんの今度は全庁的な協議を行っていただきまして、都市政策課さん以外の部署からもご意見をいただきましたので、後ほどご報告させていただきたいと思います。今年の1月15日から1か月間パブリックコメントをさせていただき、ご意見をいただきましたので、今からそのご報告をさせていただきたいと思います。それでは本日お配りしました修正版の資料3をご覧くださいと思います。合わせまして、参考資料である資料4と立地適正化計画素案である資料2もご覧くださいでしょうか。それでは、資料3の方からご説明させていただきます。パブリックコメントですが、お2人の方、正確には2団体から13件のご意見をいただいております。各ご意見の左端に全体の通し番号と括弧書きの番号を振っておりますが、括弧書きの1の1から1の10までがお1人目の方、括弧書きの2の1から2の3がお2人目の方のご意見です。お1人目の方のご意見が大きく3つに分かれていましたので、分かりやすいように表を3つに分けまして、1つ目を急傾斜地崩壊危険区域について、2つ目を土砂災害警戒区域について、そして3つ目をその他として小見出しをつけております。お2人目の方のご意見を最後のその他の表に入れております。意見の取り扱いといたしましては、素案を修正するものが3件、既に素案に盛り込んでいるものが3件、素案に盛り込めないが今後の参考とするものが5件、素案に反映できないが意見として伺ったものが3件となっております。1の2番が修正と既記載が重複していますので、こちらの内訳の合計数は14件となっております。それではご意見と回答の内容を見ていただく前に、資料2、計画素案の53ページをご覧くださいでしょうか。第4章、誘導区域の1番、誘導区域についてというページでございます。今回いただきましたご意見の居住誘導区域設定に係る急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域についての考え方ですが、一応復習の意味でご確認いただけたらと思います。まず、片括弧1番の上から4つ目ですが、急傾斜地崩壊危険区域は法律で居住誘導区域に含まないこととされている区域です。ただし、この急傾斜地崩壊危険区域だけは但し書きがありまして、防止措置等が講じられている区域を除くとされています。次に、片括弧2番の1つ目、土砂災害警戒区域です。災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域とされております。続きまして、64ページもご覧くださいよろしいでしょうか。この土砂災害警戒区域についてなんですけれども、64ページの丸2番にも書いておりますように、梅が丘と百合が丘とさつき台の区域だけは、周囲の宅地と同様に県の開発許可を受けているため安全性が確保されていると考えて誘導区域に含ん

でおります。それでは、これらのことを踏まえまして、ご意見と回答を見ていただきたいと思ひます。資料3に戻っていただひてよろしいでしょうか。それでは1つ目から読ませてもらひたいです。1番、括弧1の1です。急傾斜地崩壊危険区域における居住誘導区域の設定は都市再生特別措置法を遵守するとともに、急傾斜地法に則り防災指針に残存リスク対策を明示することというご意見をいただきました。これに対する回答といたしまして、ご意見のとおり、本計画素案は都市再生特別措置法に基づき作成しています。また、本計画素案では災害リスクの高い地域を原則除外して居住誘導区域を設定していますが、全ての災害リスクを完全に除外することはできないため、国土交通省、立地適正化計画作成の手引きに基づき、居住誘導区域に残存した災害リスクに対する必要な防災、減災対策を防災指針として定めていますといたしました。次に2番、括弧2の2です。急傾斜地崩壊危険区域、丸1番、丸の内東、丸2番、丸の内西、丸3番、丸の内、柳原町は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられているため、都市再生特別措置法に基づき居住誘導区域に位置付けけること。これらの場所ですが、資料4をご覧ください。1ページ目です。上の図が水色で着色している居住誘導区域図、下の図は急傾斜地崩壊危険区域自体をオレンジ色で着色したのものになります。それぞれ番号を振っております。これに対する回答といたしまして、丸1番、丸2番の区域については三重県建築基準条例第6条を考慮して居住誘導区域に含めていませんでしたが、ご意見のとおり急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられていることから、居住誘導区域に含めることとします。なお、丸3番の区域については既に居住誘導区域に含めていますといたしました。次に3番、括弧1の3です。急傾斜地崩壊危険区域、丸1番、丸の内東、丸2番、丸の内西、丸3番、丸の内、柳原町に残存する災害リスク対策を防災指針に明示すること、当該急傾斜地崩壊危険区域の上段敷地内にある保育所等2園、病院1施設等を守る。これに対しては、当該区域は急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられているものの災害リスクが全くなくなるわけではなく、急傾斜地崩壊危険区域の指定も継続されていることから、防災指針に必要な防災、減災対策を記載しますと回答いたしました。どのように記載したかといいますと、何度も申しわけありませんが、資料2をご覧ください。表紙でパブコメ反映前としているんですけども、誘導区域の図が反映していないという意味でして、文章の方は反映させておりますのでご覧いただきたいと思ひます。106ページをご覧ください。防災まちづくりに向けた具体的な取り組みの最後に項目を1つ加えました。急傾斜地崩壊危険区域の点検等ということで、急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている区域は居住誘導区域に含めていますが、引き続き三重県による定期点検等を実施しますということで、実施主体を県、市としました。そして次のページのスケジュールにも一番下に加えております。それでは申し訳ありません、資料3に戻っていただひてよろしいでしょうか。4番、括弧1の4です。資料4では4番の番号を振っております。急傾斜地崩壊危険区域、桜ヶ丘は一部区域において、崩壊を防止するための措置が講じられているため、居住誘導区域に定めない区域を再度精査し、その結果を広く広聴したうえで措置を講じることというご意見

をいただきまして、これに対しましては、ご意見のとおり当該区域においては急傾斜地の崩壊を防止するための措置が部分的に講じられています。今後、全体的な措置が講じられた際には、居住誘導区域へ含めることを再度検討させていただきますといたしました。急傾斜地崩壊危険区域は以上となりまして、続きまして、土砂災害警戒区域です。5番、括弧1の5です。土砂災害警戒区域における居住誘導区域の設定は、都市計画運用指針、括弧、国土交通省を遵守するとともに、居住を誘導することが適当ではないと判断する根拠及びその範囲等を広く市民に説明、公表し、市民が納得できる居住誘導区域となるよう改善すること。また残存する災害リスク対策を防災指針に明記することというご意見をいただきました。これに対しましては、ご意見のとおり、本計画素案は都市再生特別措置法や国土交通省都市計画運用指針に基づき作成しています。土砂災害警戒区域は、国土交通省都市計画運用指針において、警戒避難体制の整備状況、災害を防止しまたは軽減するための施設の整備状況や整理見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まないこととすべきであるという考えが示されています。本計画素案ではこの指針に基づき、土砂災害警戒区域については原則、居住誘導区域から除くこととし、整備状況等の具体的な理由があるものについては居住誘導区域に含めます。また、本計画素案では災害リスクの高い地域を原則除外して居住誘導区域を設定していますが、全ての災害リスクを完全に除外することはできないため、国土交通省立地適正化計画作成の手引きに基づき、居住誘導区域に残存した災害リスクに対する必要な防災、減災対策を防災指針として定めていますといたしました。それでは次に6番です。括弧1の6です。位置図は資料4の裏面2ページをあわせてご覧いただきたいと思います。6番の桜ヶ丘1、桜ヶ丘2です。土砂災害警戒区域、桜ヶ丘1、桜ヶ丘2について、桜ヶ丘は名張市が住宅地に開発した歴史があり、官民それぞれが管理する斜面防護施設が混在している。所有者、管理者による施設保全が求められるため、居住誘導の判断根拠及びその範囲を市民に説明、公表すると共に残存する災害リスク対策を防災指針に明記することというご意見をいただきました。これに対しまして、回答は、ご意見いただいた当該区域については、居住誘導区域に含める具体的な理由がないことから、原則として、居住誘導区域から除いています。将来、整備状況や土砂災害警戒区域の変更等が生じた際には、居住誘導区域の再検討を行います。居住誘導区域の範囲等については、本計画素案で公表しているとおりです。なお、国土交通省立地適正化計画作成の手引きにより、防災指針に対策を定めることとされている残存する災害リスクとは、居住誘導区域に残存する災害リスクであることを申し添えますといたしました。次の7番、括弧1の7です。土砂災害警戒区域、桜ヶ丘、平尾1は、土砂災害特別警戒区域に市道が含まれており、道路ネットワークの安全確保が必要。またアパート1棟、公益施設2棟が区域上段敷地に残るため、広く市民に説明するとともに残存する災害リスク対策を防災指針に明記すること。これにつきましては、先ほどと同じように回答しております。続きまして8番、括弧1の8です。土砂災害警戒区域、栄町1、栄町2は名張市が管理する斜面防護施設、括弧、小、中学校施設、道路施設が広い範囲に整備され保全が見込め

るため当該区域は居住誘導区域に位置付けること。これにつきましては、当該区域については十分なり面保護法を施していることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含めることとしますといたしました。そして、このご意見だけ防災指針のことが書かれていなかったんですけれども、ここそ防災指針に記載する必要が出てくる所になりますので、2段落目に、ただし、災害リスクが全くないわけではなく土砂災害警戒区域の指定も継続されていることから、防災指針に必要な防災、減災対策を記載しますといたしました。どのように記載したか見ていただきたいと思いますので、何度もすみませんが、資料2をご覧ください。103ページです。具体的な取組の1つ目の項目、防災知識の普及啓発の所です。この2段落目です。元々はここでは家屋倒壊等氾濫想定区域のことしか書いていなかったんですけれども、ここに土砂災害警戒区域も加えました。土砂災害警戒区域や家屋倒壊等氾濫想定区域等の一部については、災害リスクや整備状況等を総合的に勘案して居住誘導区域に含めていますが、災害ハザードエリアに指定されている以上はリスクが残存することから、引き続きハザードマップや本防災指針でもエリア等を示し普及啓発に努めますといたしました。それでは何度もすみません、資料3にお戻りください。次に9番、括弧1の9です。土砂災害警戒区域、東町はアパート2棟、営業所1店舗が区域上下段敷地に残るため、広く市民に説明するとともに、残存する災害リスク対策を防災指針に明記することというご意見をいただきました。これに対しては、6番、7番と同じように回答いたしました。土砂災害警戒区域についてのご意見は以上でございます。次に10番です。括弧1の10、お1人目の方の最後のご意見になります。災害リスクの低いエリアへの居住の誘導や移転を促進するため、以下の国補助事業等の活用を検討すること。イ、防災移転支援計画の策定、ロ、病院、福祉施設等の都市機能誘導施設の自主移転への支援、ハ、地区公共施設等の整備に係る都市防災総合推進事業の適用、二、災害危険エリア内の住居の移転、移転元地の買取等への補助、ホ、居住誘導区域に定めない区域の納税者に対する固定資産税の減免。これに対しましては、居住誘導区域の設定については、災害リスクの高い地域を原則除外していますが、これは当該地域に既に居住している方が引き続き住み続けることを否定するものではないことから、現時点では移転等を推進するつもりはありません。ご提案いただいた内容については、今後の参考とさせていただきますとさせていただきます。続きまして11番、括弧2の1です。ここからは地域説明会でいただいたご意見になります。一番心配なのは、過疎地。今後、水道などのインフラ整備ができないということにつながらないかというご意見をいただきました。これに対しまして、回答は居住誘導区域外だからといって、道路や水道の整備をしないということはありません。本計画素案による居住誘導区域の設定は、都市がこれ以上広がっていくことを抑制するためのものですといたしました。次に12番、括弧2の2です。市内の交通満足度が37.1パーセントというのは結構低いなと感じた。目標値も基準値以上というのは志が低いのではないか。できなかったらできなかったでいいと思うので、同じような規模の自治体を参考にして具体的な数値を挙げてはどうかというご意見をいただきました。これに対する回答といたしましては、現在、公共交通に対する満足度が非常に低く、

降下傾向にある非常に厳しい状況の中で、地域公共交通施策を進めているところです。それを踏まえ、1ポイントでも満足度を上げることを目標値に定めています。ご提案いただいた内容については、今後の参考とさせていただきますといたしました。最後、13番、括弧2の3です。20年先という今の若い人たちがメインになると思うが、40代ぐらいの人たちを集めて説明会をしないのかというご意見をいただきました。これに対する回答といたしましては、本計画素案作成の検討にあたっては、都市計画審議会の委員等から地域、年齢、性別に関係なくご意見を頂戴しました。概ね5年後には、計画目標年次を迎える名張市都市マスタープランと併せて、一体的な評価見直しを行う予定ですが、その際には各地域の幅広い世代の方に説明会へご参加いただけるようご案内させていただきますといたしました。パブリックコメントについては以上でございます。一旦ここで切らせていただきたいと思いますので、議長よろしくお願いたします。

**【議長】**

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。ただ今の説明内容に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【議長】**

はい、どうぞ。

**【委員】**

目標値の設定で、基準値以上という形の表記をされております。その中で、市民の理解を得られるような、積極的な取り組みがないのではないかという思いがあります。この素案の6ページ下段部分には、概ね5年ごとに計画進行の評価、見直しを行いながら目標の達成を目指しますということを書いているんですけど、これを108ページや86ページの目標値の設定という所書き加えれば、20年のスパンという目標値を見ながら設定しているけども、5年ごとに見直していくんですよということで、お知らせするという形でもいいのではないかというふうに思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。そうですね、そのような注釈のようなもので、より分かりやすく、表記の方を工夫させていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。どこにどのようにできたらいいかということも総合的に検討していただいて、分かりやすい表記をお願いできたらいいなと思います。はい、ほか、いかがでしょうか。

【委員】

これに少し該当しなくてもいいですか。

【議長】

今のところはパブリックコメントを受けての議論をしていますので、それ以外の所は後ほどということをお願いします。

【委員】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

パブリックコメントの3番の意見に対する名張市の考え方についてですけれども、3の所だけ急傾斜地危険崩壊区域の指定は継続されていることからと書いているのはなんでなのかなと。わざわざここで、指定は継続されていることからと示さなくてもいいのではないかなと。措置が講じられているものの災害リスクが全くなくなるわけではないことから、防災指針に必要な防災減災対策を記載しますという表現でいいのではないかなという気がします。もう1点、8なんですけれども、第4章誘導区域、3、居住誘導区域の所の栄町付近に関する所なんですけど、修正版で、当該区域については十分なり面保護工を施していることからとなっており、十分なという記載は防止措置の程度を表現しているというか、している所としていない所があって、してあっても必ずしも含めていないということで十分なというのが入っているのかなという気がするんですが、少し言葉的に、あまり十分なり面保護工というのはどうなのかなと。やはり自然相手ですので、100%ということはないですし、なんの不足もないような形で捉えられかねないと思うので、当該区域については十分なり面保護工を施していることからという形にするか、ほかと差をつけたいというのであればもうちょっと違った表現にされた方がいいのかなと思います。

【議長】

いくつかの地点でパブコメではご指摘いただいているんですけども、ほかの所でのり

面保護工がされているのに居住誘導区域から外している所があるのかどうかというところですね。もし、あるのであれば委員が仰ったように、ここは少しレベルが上がってますよという表現が必要ですし、もし、ほかの所でのり面保護工があるのに居住誘導区域から外している所がないのであれば、単純にのり面保護工を施しているからということでもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

**【事務局】**

今回のパブコメのご指摘を受けましてですね、この現場も確認して参りまして、それ以外の所も、一旦、居住誘導区域から外している土砂災害警戒区域も、一通り回ってきたんです。そこではもうのり面保護工がございませんでしたので、今回ここだけ外すっていう決め方をしていますので、十分なという文言を消しても問題ないかと思いますので、のり面保護工が施されているという表記に変えさせていただきたいと思います。

**【議長】**

過度な安心で誤解を招かないようにというご指摘かと思いますので、その辺りは修正をお願いしたいと思います。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではパブコメの回答に関しまして、いくつか修正事項等をいただきましたけれども素案の方はどう修正するかっていうのは、先ほど言った説明のとおりでよろしいでしょうかね。はい。ありがとうございます。それじゃあ、説明を続けていただければと思います。よろしく願いいたします。

**【事務局】**

すみません。今の急傾斜地危険崩壊区域と土砂災害警戒区域の所で追加で説明したいことがありますので、資料4をご覧くださいんですけども、資料4の1ページ目で急傾斜地崩壊危険区域なんですけど、このパブコメを受けまして、この一番左上の丸の内東と右上の丸の内西、左下の丸の内、柳原町は、元々抜いておりましたがこの3つを含むことになりました。これに合わせましてこの裏面の土砂災害警戒区域なんですけども、この急傾斜地と同じ場所に、土砂災害警戒区域の所がありまして、それはパブリックコメントではいただいているんですけども、その下の写真でいきますと、米印で栄町3、丸の内1、丸の内2、丸の内、柳原町って書いてる所があるんですけども、そこはパブコメで意見をいただいているんですけども、同じ考え方としてここも居住誘導区域に含めたいと考えております。よろしいでしょうか。

**【議長】**

はい。さっきやり取りさせていただいたように、のり面保護工がされているという同じレベルでやられているということですね。

【事務局】

はい。

【議長】

はい。ということで、再度、急傾斜地を現場で確認していただいたところ、パブコメの指摘以外の所でも同様の対策がとられていたということでございますので、追加ということにさせていただければというご提案ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、ご異論ないようですので、事務局のご提案のとおり居住誘導区域に含めるということでございます。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、資料5の方に入らせていただきたいと思います。今回の検討委員会後に庁内協議や三重県協議のご意見などを受けまして、主に変更した箇所を一覧にまとめたものです。三重県協議では、このほかにも文章構成、レイアウト、誤字脱字まで大変細かく見ていただきましてありがとうございます。それでは、上から簡単にご説明させていただきます。資料2の計画素案と併せてご覧いただければと思います。まず1番、計画素案は4ページになります。本計画では、集約や誘導など誤解を受けやすいところもありますので、国交省のコンパクトシティをめぐる誤解という資料を付け加えました。次に2番、計画素案は7ページです。SDGsの資料を付け加えました。本計画では特に11番、住み続けられるまちづくりの観点から推進を図ります。次に3番、15ページと書いていますが16ページの間違いです。申し訳ございません。空き家の状況の地図の下に、空き家率と空き家数のグラフを載せていたんですけれども、少し整合が取れない所がありましたので、削除いたしました。次に4番、26ページ、27ページです。結果を分かりやすくするため、表から地図に変更いたしました。次に5番、28ページです。最初の文ですが、次世代を担う若い世代の意見を本計画の策定に反映させることを目的としてという理由を記載いたしました。6番、36ページ、37ページです。解決すべき課題の抽出ですが、箇条書きで比較的一般的なことを記載していたんですけれども、アンケートの結果を入れるなど、より具体的な文章にいたしました。続きまして7番から10番です。56ページからの居住誘導区域についてです。プロセスの表現が分かりにくいと指摘を受けましたので、最初に56ページで全体図を持ってきました。そして、設定プロセスは次のページからのとおりですというような流れにいたしました。それぞれの項目に含んでいたプロセス10も文章だけで分かりにくいということでしたので、63、64ページで項目出しして、具体的な位置も図で示すようにいたしました。次に11番から15番、65ページから73ページまでは、誘導施設、都市機能誘導区域ですが、内容は変えていないんですけれども表などを見やすく分かりやすいように修正いたしました。その次の16番、75ページが一番大きな変更となります。前回までは、誘導準備区域としてきっちり区域を示していたんですけれども、1つ

の区域として示してしまうことで、本来の意味が伝わらず誤解を招く恐れがあるため、検討継続対象エリアというような記載に変更いたしました。これは7月の都計審の前に既に変更しております。続きまして、17番から20番、81ページから85ページの誘導施策です。公共交通について新たな移動手段の例を付け加えたり、低未利用土地の活用等検討やまちなかウォークアブル推進事業の活用などの項目を付け加えました。84ページの都市構造再編集中支援事業では、名張駅西エリアで現在この事業の活用を検討しているということに記載いたしました。21番、86ページの1つ目の目標指標につきましては、居住誘導区域内の人口密度で人口減少が必ず減っていくこととなりますので、市の総人口に対する居住誘導区域内人口の割合に変更いたしました。次の防災指針につきましては、先ほどのパブコメのご意見を受けて追加したものや、例えば23番の事業所等との災害応援協定締結など取り組みとしてはあるけれどもちょっと防災指針とは違うんじゃないかのご意見いただいたようなものなどを削除したりしております。28番、108ページの目標指標については、居住誘導区域内における洪水浸水想定区域の面積としていたんですけれども、計算して比較することが非常に難しいことが分かりましたので、市民意識調査の結果に変更させていただきました。29番、巻末に資料といたしまして、策定の経過と皆様の名簿を加えさせていただきました。最後に、三重県協議で都市政策課さん以外の部署からいただいたご意見をご紹介します。1番から3番は計画を一旦策定した後も引き続き検討してくださいというような内容のものとなっております。その1番ですが、3ページの目的のコンパクトシティネットワークの概念や、9ページの今後の人口減少トレンドの中、14ページの現在の住居系用途地域の指定面積よりも、56ページの居住誘導区域指定面積の方が広いため、今後のPDCAサイクルでの変更の際にニーズのある工業用途、括弧、準工業等への変更による職住近接に寄与する検討もお願いします。2番、検討継続エリアについては都市機能誘導区域、居住誘導区域の連続性の観点から引き続き検討を続けてください。3番、80ページ、用途地域の見直しについて、工業団地等の公共用途地域の指定を進めていただくとともに、昨今の旺盛な企業の設備投資もあることから、82ページの低未利用地の活用検討に広域的な土地利用権の交換を視野に工業用途の検討もお願いしますと頂きました。最後の4番については、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画を令和6年2月に改訂予定のため、本計画を確認のうえ整合を図りたいと頂いたんですけれども、こちらは整合していることを確認済みでございます。説明は以上でございます。議長よろしくお願いたします。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。事務局自らの見直し、それから三重県協議による見直しが大半でございますけれども、ただ今の変更箇所につきましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご異議ございませんようですので、今、示していただいた変更箇所につきましては提案どおりさせていただきますと思います。それでは今日でこの素案の見直

し最後ということになりますので、全体を通しまして、何か改めてお気づきの点等ございましたら、ご指摘をいただければと思います。はい、どうぞ。

**【委員】**

まず1点目、61ページの洪水浸水想定区域の図があると思うんですけども、注釈として大人でも歩行による避難行動が困難になるとされている浸水深が50センチ以上と想定されている区域を除きますと謳っているんですけど、この図自体がそれを除外したら何の図か分からなくなるんじゃないかと。

**【事務局】**

このプロセス8だけですか。

**【委員】**

はい。

**【事務局】**

どのような感じにした方がいいとかはございますか？

**【委員】**

いや、どのような感じというよりも、この注釈を書かれた元々の狙いを謳っていただいたらいいと思います。私が見たときにこの図自体がどういうことを言いたいのか、浸水エリアが書いてあれば分かるんですけども、それをあえて除外して記載されているのが改めて言われたときに分からなかったものですから。

**【事務局】**

その区域はここではピンク色なんですけども、本当にすごく小さくて少ししかないので、それが分かりにくいということですかね。

**【委員】**

本来であれば、浸水想定区域も、ほかの所に書いてある図がありますよね。それをここでも表すのが本筋じゃないかと思ったんですけど。

**【議長】**

色使いをもう少し分かりやすくした方がいいということですかね。ご検討いただければと思います。

**【委員】**

次行かしていただきます。98ページですね、居住誘導区域で大規模な盛土がされてますよね。つつじが丘や百合が丘など既に家が建っている所につきましては、今後スクリーニングを実施して、安全性の把握を行っていくという記載があるんですけども、これ居住誘導区域に入っている該当エリアにつきましては、積極的な誘導を行わないとか、このエリアの取り扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

**【事務局】**

今、第一次スクリーニングが終わった状態で、大規模盛土がなされている造成の情報だけがあります。今後は、それをさらに詳細にスクリーニングをかけて調査をしていかないと本当に危険かどうかははっきりとわからない状態にありますので、現時点においては、居住誘導のままに入れてあるということです。第一次スクリーニングでその可能性がある所として抽出されてるだけですので、まだ危険であるかということは確定していませんので。

**【委員】**

いや、私は危険というか、仮にそこに家建てたいですよっていうのがあった時にそこに誘導していくのか、誘導地域の誘導という意味合いを解釈した時に、ここの該当エリアはどういうふうな取り扱いになるんですかという質問をしているわけです。

**【事務局】**

今回、立地適正化計画の中で居住を誘導していくというのは、名張市の中でこの大規模な団地っていうのは今後も住み続けていただきたい場所だというふうに考えておりますので、ここへは誘導したいという思いは、市としてはございます。ただ、こういった大規模盛土の造成地であるということはデータとして出ていますので表記はしてますけども、はっきりとした危険性というのは分かりませんので、現時点ではここに誘導したいという思いでこういう設定にさせていただいています。

**【委員】**

58ページに、居住誘導区域の設定プロセスというのがあると思うんですけども、この中の上段の部分が見直し前、下段部分が見直し後という形になっていて、その中で指定済みとかたちで書いておられると思うんですけども、本来これ追加した所以外は全部指定済みという認識をしていたんですけど、指定済みのエリアと指定済みでないエリアに分かれているというのはどういう意味でありますか。

**【事務局】**

はい。これは都市計画の用途地域を指定している指定済みという意味なんですけれども、

この地図で見ていただくと、赤く縁取っている団地の部分、これがこれまで指定をしていなくて、今後この用途地域の指定方針の中で順次指定していくという想定で今これ色を塗ってあるんです。今現在は、この赤い区域っていうのは白地域になっています。今後これを目指していくということです。ただ、この中で、括弧して指定済みって書いておられますが、その順次指定していった順番でいくと、この百合が丘とつつじが丘とさつき台、八幡の方面については、この形に現在塗れましたという意味での指定済みです。今後、こうやってほかの赤枠で縁取ってあります所も、今塗っているような方針で塗り進めていくということで、その部分については居住を誘導していきたいというような、そういった図面になります。

**【議長】**

この辺りが名張市の特殊性があって、資料の5、県協議の3ページの一番上で指摘されますように、住居系用途地域の面積が大きくなってきているというのは、先ほどのように、まだ用途地域を塗っていないという所も、もうそういうふうに住んでいらっしゃると思いますので、その層が出てくるということです。それはある意味、都市計画へ持っていくためにはちゃんと用途地域を指定した方がいいだろうということで、都市計画審議会の方でもここ数年ずっと議論しておりますので、そこを今のところの反映ということでご理解いただきたいと思えます。はい。

**【委員】**

あと2点、すみません。防災指針ですね、居住誘導区域内における洪水災害等の被害を防止、軽減することを目的とする土地区画整理事業に関する事項をお伝えすることができるということを認識しておるんですけども、この特別措置は名張市の場合はどうようになっておりますでしょうか。

**【事務局】**

何ページでしょうか。

**【委員】**

これ、ページに書いてるかなと思ったんですけども書いていなかったの、この項目がいるのではないかと考えていてですね、それを今ちょっと質問させていただきます。もう一度読ませていただきます。防災指針には、居住誘導区域内における洪水災害等の被害を防止、軽減することを目的とする土地区画整理事業に関する事項を記載することができます。というのがありますが、この場合、名張市ではどうなっているのかなと。防災指針書いておられるんですけども、私が見た時にそういうのがなかったものですから、その措置についてはどういうふうになっちゃってるのかなと。そういうことを防災指針に入れてお

くべきではないのかなという思いがあつてですね。ちょっと不透明な所があつたものから、質問させていただきました。

**【事務局】**

洪水浸水の区域を防災上の区画整理の事業で減災していくっていうような意味合いかと思うんですけども、今現在、洪水浸水区域の中で、名張市が区画整理事業でもってそれを防いでいたり、減災していくという方針はございません。おそらく今後もないと思われま。ですので、可能性のないものについては記載はしておりません。

**【委員】**

南町とかですね、今回、木津川の整備事業でやられてますけど、浸水想定区域が結構広いですよ。今、言われたように、今後もないというのはないですか。

**【事務局】**

今のところはもう区画整理事業って非常に規模の小さいものも大きいものもあるんですけど、今の想定されてる浸水区域でやろうとすると相当大きな区画整理事業になってきます。希中央とか鴻之台レベルの規模になって、私が答えるのもおかしいんですけど、おそらくそういったことは今後なかなか、しかも既にこれだけ地権者が張り付いている所の区画整理なのでおそらく予防措置的な区画整理をすることはまずないと考えています。

**【議長】**

委員が今ご指摘いただいている土地区画整理事業は具体的には、嵩上げするんですね。その土地区画整理事業に係った区域を、そのためには一旦そこにお住まいの方に移転をしていただいて、嵩上げしてからまた移っていただくという大々的な事業であります。それは、多分これだけたくさんの方が住んでいる名張の市街地では難しいだろうというのが、今の答えになります。

**【委員】**

はい。最後の質問に移らせていただきます。都市機能誘導区域が三重県の都市マスタープランの対象区域になっておりますけども、この立地適正化の素案を国の補助制度、集約的都市機能形成支援事業費の補助金を使ってそういった推進をやっていかうという活動を盛り込んであると思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

**【事務局】**

集約都市形成支援事業ではなく都市構造再編集中支援事業については誘導施策の中に入れておりまして、84ページです。この事業、公共公益施設の整備ですとか誘導施設の整備、

防災力強化の取り組みなどに使えたりするんですけども、今、名張駅の西エリアでも検討を始めているところでございます。

【委員】

どうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

【議長】

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

ちょっと確認なんですけど、56ページの居住誘導区域の名張川の周辺の所がこの地図でちょっと分かりにくいので、再確認で聞かせていただいとるんですけど、ご説明いただければと思います。

【事務局】

はい、64ページを見ていただきたいと思います。委員、言っていたのは、この丸3番の図が書いてるような辺りのことよろしかったでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

これが第2回の途中から第3回の検討委員会で集中的に検討していただいたところなんですけれども、結果といたしましては、家屋倒壊等氾濫想定区域、この図ではピンクの斜線の所なんですけど、本来は家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸侵食ということで外すことになるんですけども、ここの文章に書いておりますように、この中には既に都市基盤が整備され、居住等が集積している区域を含んでいます。長い歴史を通じて本市の中心としての役割を

果たしてきた名張地区の中でも、特に初瀬街道沿いの区域は、名張市都市マスタープランでにぎわいや街並みを創出するエリアにしているほか、現在、国、市及び地域が共同で進めている名張かわまちづくり事業において、まちなかの回遊性向上の拠点を含む区域となっています。これらのことから一部の区域については、居住誘導区域に含めることとします。このピンク色の中でも黒の矢印で示しているこの範囲を居住誘導区域に含めさせていただいております。

**【委員】**

はい。

**【事務局】**

よろしいでしょうか。

**【委員】**

途中、2回ほど議論しましてですね、64ページ見せていただいてですね、最終、災害リスクの防災、減災対策をっていう形も含めた中で居住誘導区域にさせていただいております。議論したとおりでございますので理解させていただきます。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。

**【委員】**

ちょっとこの、56ページの塗ってある範囲を見たときに外してるのかなっていう思いをしたものですから。はい、ありがとうございました。

**【議長】**

ご指摘いただいた内容はきちんと反映をさせていただいてるということで、再確認させていただければと思います。はい、ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

**【委員】**

もう1個、基本的なことなんですが、一番最初にも質問あったんですが、目標値の設定で基準値で挙がってますね、こちらの目標値が基準値以上というのは分かるんですけども、この基準値っていう形の、この基本的な数字というのは、どういう所から出てきたものですか。

**【事務局】**

はい。86ページ、それぞれの目標指標の下に小さな字で、米印で書いてるんですけども、1つ目の市の総人口に対する居住誘導区域内人口の割合の基準値は、2020年、令和2年の国勢調査による値を基本としております。2つ目、3つ目は、市内の公共交通に対する満足度と名張市の住み心地についての市民満足度ですが、こちらの基準値は2023年、令和5年度の名張市総合計画に係る市民意識調査の値としております。

**【委員】**

現状の数値として挙がってるのがこの数値だと考えたらいいわけですか。

**【事務局】**

はい。1つ目が、令和2年度、2つ目3つ目が、令和5年度の数値をしております。

**【委員】**

はい、分かりました。

**【事務局】**

総合計画の方とリンクさせてますので、総合計画の方で定めている基準をそのまま持ってきてるっていう、基本、ベースはそこになってます。

**【議長】**

はい、よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

**【委員】**

今ちょっと総合計画って言われましたんで、総合計画も元々は目標値の設定がなかったんですが、数年前から目標値設定を市の方でもし始めたんですね。目標値設定をするのはいいんだけど、その結果っていうのはなかなか目標値は下がっていくけれども、結果は上げてないと思うんですけども、上がってますか。これ元々、室長ら若い時は、なかなか役所というのは、目標値の設定はなかったですよ。それが何年か前から役所も少し設定していかないとという形があって、今回も基準値以上という目標値設定がありますが、総合計画でも結果っていうのはなかなか聞かしてもらえないもんですから。

**【事務局】**

公表しているかどうか企画の方に確認します。ただ、そのPDCAサイクルの中で、毎年、年に1度、数字は必ず事務局として追っておりまして、必ず報告をあげることになってますので、結果それを公表しているかどうかだけ企画へ確認させていただきます。

**【委員】**

目標値は挙げるけれども、全然いってない。上がってへんやつもたくさんある。だから、それに関しては今回こういう形で挙げていただいて、目標値が上がってたらいいんですよ。上がっていないやつも対策というのはあると思うので、ちょっと気になったので聞かせてもらいました。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【議長】**

総合計画の方の問題かと思うんですけど、先ほど、パブリックコメントの公共交通の満足度でも、放っておいたら下がっていくので今の満足度をキープするだけでも大変ですよっていう話がありましたよね。こういうことが分かるように、他市で総合計画とか都市計画マスタープラン等を作らしてもらう時は、基準年のもう少し前の辺りから折れ線グラフで傾向が分かるようにしておいて、これ放っておいたら下がるでしょうと、このままいったらどんどん下がりますよ、これを横ばいにすることが実は頑張ることになるんですよっていのをいわゆるビジュアルで分かるように表現するんですよ。委員がおっしゃったお話も、その後、例えば毎年毎年追っかけていくのを折れ線グラフを付け加えておいて、5年後10年後の状況と今1年経ったときの状況がこのままいったら達成できるのか、このまま、あと数年経っても無理なのかっていうのが、これもビジュアルに分かるような表現を使う時がありますので。また、名張市で様々な計画をかけていく時でもありますね、ちょっとこの折れ線グラフで分かりやすい表現でお互いチェックし合うっていうようなことができたならなと思いますので、また企画の方にも届けていただいとしたいと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【議長】**

いかがでしょうか。それではご意見がないようですので、最終確認等々のご意見ございましたけれども、今事務局が示していただいている資料2ですかね、これでとりあえず、この委員会としては取りまとめをさせていただくということにさせていただきたいと思います。

**【事務局】**

ちょっと1点だけ、すみません。先ほど委員からのご質問の中で、私、説明です、土砂災害を外すときに、現地に見に行くと申し上げたんですけども、見に行きましたのが、大きな道路とか住宅地に近接してる所は現場を見に行っただけですけど、山の中とか図面で

明らかにない所は回っておりません。ちょっとそれ言葉不足でした。すみません。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。それではこの委員会としてご意見いただいた内容でまとめさせていただくということで、また後ほど今後のスケジュールのお話でございますけれども、上の審議会の方にまた見ていただきたいと思います。どうもありがとうございます。それでは議事の方は全て終了をさせていただきます。どうもありがとうございます。それでは進行の方を事務局へお返しします。よろしくお願ひします。